

令和4年6月23日
公益社団法人北海道観光振興機構

令和4年度 アドベンチャートラベル推進事業
映像制作事業の企画提案を公募します

平素より当機構事業につきましてご理解とご協力を賜り心より感謝申し上げます。
当機構では、標記事業に係る委託業務について、下記のとおり業務受託者選定のため、企画提案を募集いたしますので、ご案内申し上げます。

記

1. 事業名

令和4年度 アドベンチャートラベル推進事業 映像制作事業

2. 事業目的

これまで観光機構で実施したアドベンチャートラベル（以下「AT」という。）に関する事業の取組みから、日本国内におけるATの認知度向上、および海外市場における「AT ディスティネーション北海道」の認知度向上が必要であるという課題を得ることができた。当事業では、それらの課題を解決するため、将来的にも活用できる北海道内でのAT映像を制作するとともに、その映像を基に海外市場におけるプロモーションを行うことにより認知度を高めることを目的とする。

3. 応募方法

募集要領を読み、期限までに必要書類をご提出ください。

4. 今後のスケジュール（予定）

6月23日（木）	公示
6月30日（木）	企画提案の参加表明期限
7月14日（木）	企画提案書の提出期限
7月19日（火）	審査会（ヒアリング審査）の実施（予定） ※4社以上応募の場合は15日（金）に書類による予備審査、19日（火）に上位3位の事業者の本審査（ヒアリング審査）を行う
7月下旬	委託事業者決定、契約締結、事業の実施

5. 問合せ先

札幌市中央区北3条西6丁目 道庁9階
北海道経済部観光局観光振興課内
公益社団法人 北海道観光振興機構
AT推進部 竹田 晴香
Email h_takeda@visithkd.or.jp TEL 011-206-6951

以上

**令和4年度 アドベンチャートラベル推進事業
映像制作事業
企画提案募集要領（企画提案指示書）**

1. 事業目的

これまで観光機構で実施したアドベンチャートラベル（以下「AT」という。）に関する事業の取組みから、日本国内における AT の認知度向上、および海外市場における「AT ディスティネーション北海道」の認知度向上が必要であるという課題を得ることができた。当事業では、それらの課題を解決するため、将来的にも活用できる北海道内での AT 映像を制作するとともに、その映像を基に海外市場におけるプロモーションを行うことにより認知度を高めることを目的とする。

2. 事業実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下「観光機構」という。）が主体となり、民間企業等に委託して実施する。

3. 企画提案応募条件等

単体企業等又は複数企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、単体企業等及コンソーシアムの構成員は、次のいずれにも該当すること

- (1) 道内に本・支店等を有する次のいずれかの者であること。ただし、コンソーシアムの場合、構成員のうち 1 者以上が道内に本・支店等を有する場合は可とする（なお、コンソーシアムの場合には、別紙協定書の写しを提出すること）。
 - ① 民間企業
 - ② 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人
 - ③ その他の法人、又は法人以外の団体等
- (2) コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと
- (3) 提案事項を的確に実施し、成果物の品質管理能力を有する者であること
- (4) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること

4. 契約方法等

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

5. 委託事業費（上限）

20,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※新型コロナウイルス感染拡大により、委託業務の内容および予算上限額について、変更又は事業が中止になる場合がある。その場合、観光機構と提案者の双方の協議により提案内容の変更を行うことがある。

6. 委託期間及び業務スケジュール

(1) 委託期間：契約締結日から令和 5 年 2 月 28 日（火）まで

(2) 業務スケジュール

6 月 23 日（木） 公示

6 月 30 日（木） 企画提案の参加表明期限

- 7月14日(木) 企画提案書の提出期限
 7月19日(火) 審査会(ヒアリング審査)の実施(予定)
 ※4社以上応募の場合は15日(金)に書類による予備審査、19日(火)に上位3位の事業者の本審査(ヒアリング審査)を行う
 7月下旬 本見積書の提出、委託事業者決定、契約締結、事業の実施
 2月28日(火) 事業実績報告書の提出
 ※事業説明会は行いません。不明な点がある場合は、15. 事業問合せ先までご連絡ください。

7. 業務委託内容(企画提案事項)

(1) 動画制作

北海道でのアドベンチャートラベルの魅力を伝えるため、撮影地域および当該地域で実施するアクティビティを紹介する動画を制作すること。

テーマおよび内容

① テーマ

- 各動画に対してATの理念に基づいたテーマを設定し、1本の動画内においてつながりのあるシナリオを提案すること
- 動画は、アクティビティや景色を単に並べたものではなく、アドベンチャートラベルの魅力が伝わる内容とし、北海道および撮影地域の特性(自然、歴史、文化、成り立ち、食、人々の暮らし、サステイナブルな取組み等)を感じられるものであること
- 冬季動画のうち1本以上は、厳冬期にパウダースノーの中、バックカントリースキー/スノーボードを体験する映像を含むこと

※最終的に観光機構と協議の上決定するが、ATへの理解度を審査するため、企画提案時にテーマを2案以上提案すること。

② 撮影エリア

(ア) グリーン期

釧路を含む北海道内4エリアとする

※観光機構より決定次第通知する。

(イ) 冬季

冬のATアクティビティ実施エリア(北海道内全域対象)

③ 撮影内容

(ア) 観光機構と協議の上、撮影地域の要望を反映した上で、撮影内容を決定すること。

(イ) これまでの事業にて制作した既存動画(⑥にて後述)とは別の素材を撮影対象とする。

④ 用途

(ア) SNS、WEBサイト、観光セミナー、観光機構事業等での北海道のアドベンチャートラベルに係わるプロモーション

(イ) アドベンチャートラベル・ワールドサミット(以下、「ATWS」という。)2022 スイス・ルガーノ(2022年10月開催)での放映

(ウ) 旅行会社、DMO、メディアへ提供(編集加工)する場合あり

⑤ 編集方法

- 地域毎またはテーマ毎に編集する
- 新規撮影に加え、これまでの事業にて制作した既存動画等を編集し、動画を制作する
- 新規撮影素材と既存素材を混在させ1本の動画を制作することも可能とする

⑥ 編集対象となる既存動画

(ア) グリーン期

アドベンチャートラベル・ワールドサミット2021 北海道実行委員会「令和3年度アドベンチャートラベル・ワールドサミット・バーチャル北海道映像等制作事業」にて撮影した動画および映像素材。当素材は観光機構より提供する。

<動画> ※詳細は別添参照

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLakCwS7e5hdk78Az6gGyxVIjvZWDFf47V>

(#2 および #7 は北海道外の動画であるため対象から除外する)

<素材内容> 上記動画の撮影素材

撮影時期: グリーン期、合計容量: 約4TB、動画規格: MP4, MOV

※採択後に観光機構から素材を提供するため、受託事業者は容量5TB以上の記憶

媒体（ハードディスク、USB など）を用意すること

※提供する素材データは、当事業にのみ使用し、事業終了後に削除すること

(イ) 冬季

< 動画 1 >

「令和 2 年度 アドベンチャートラベル映像・画像（冬季）制作事業」にて制作した冬の北海道アドベンチャートラベル動画

https://www.youtube.com/playlist?list=PLakCwS7e5hdlak_M9m8tOTgz2SDp7tOcu

< 動画 2 >

「令和 3 年度 アドベンチャートラベル人材育成事業（冬の AT スルーガイドセミナー開催事業）」にて制作した『北海道 冬のアドベンチャートラベル スルーガイドセミナー』海外バイヤー向け映像

<https://youtu.be/6KinYDohysA>

⑦ その他留意点

- 撮影、編集にあたり、これまでに制作した動画を参考とし、AT の理念や視聴対象となるマーケットのニーズに合致するように AT に知見のある者を監修としてつけること。
- アクティビティに関しては、ガイドを同行し撮影すること。可能な限り北海道アウトドア資格を保持するガイドを利用すること。
- 動画に登場するアクティビティ参加者を想定した人物は、視聴対象とする国に違和感のない国籍・年齢層・ファッションとすること。アクティビティの参加者レベルに応じた服装やギアも意識し、メーカーについては観光機構が指定することがある。
- 仮編集の段階で、観光機構に内容の確認を行うこと。
- 新規撮影された映像の著作権は、観光機構のみに帰属するものとする。

制作様式等

⑧ 時間・本数

地域またはテーマ別動画およびグリーン期、冬季、それぞれにおいてダイジェスト版映像を制作すること

(ア) ATWS2022 スイス・ルガーノ用動画

総合版 1分程度 × 1本

※グリーン期と冬季を混在させた内容とする

(イ) グリーン期

地域またはテーマ別 1～3分程度 × 8本以上

ダイジェスト版 1分程度 × 1本

(ウ) 冬季

地域またはテーマ別 1～3分程度 × 5本以上

※下記(3)動画の拡散用として、既存素材から編集した動画を内2本以上含むダイジェスト版 1分程度 × 1本

⑨ 言語

日本語・英語

- 必要に応じて、翻訳し（日→英、英→日）、字幕テロップを挿入すること
- ダイジェスト版は、日本語のみ理解する人、英語のみ理解する人の両方が分かるものとなるよう工夫すること

⑩ 技術要件・規格

フル HD (1920x1080p)

⑪ その他留意点

- 使用する音源（BGM）等は、著作権フリー素材を使用すること。有償素材使用の場合はその使用範囲が納品後の編集を含む2次利用が可能であること。
- 使用する映像は、原則新規撮影とする。受託者にて用意するライブラリー素材は補助的に活用することを可とするが、納品後の2次利用が可能であること。
- 制作した動画は、3年間使用することを想定し、毎年変わる素材は原則使用しないこと。（イベント・祭り素材は、キャプションに撮影年月日を記載することで対応する）

(2) 静止画素材撮影

上記(1)で撮影する映像制作に付随して、アドベンチャートラベルの新規静止画画像（写真）を撮影すること

- ① 規格
18メガピクセル（5,184×3,456）以上、JPEG ファイル
- ② 作成枚数
（ア）グリーン期 合計 50 枚以上
（イ）冬季 合計 50 枚以上
- ③ 用途
（ア）SNS、WEB サイト、観光セミナー、観光機構事業等での北海道のアドベンチャー
ラベルに係わるプロモーション
（イ）旅行会社、DMO、メディアへ提供（編集加工）する場合あり
- ④ その他
 - ・ 画像は地域毎コンテンツ毎に整理し納品すること。
 - ・ 著作権は観光機構とし、観光機構のみに帰属するものとする。

(3) 動画の拡散

上記(1)で制作した動画を使用し、海外向け SNS および WEB サイト等の適した発信媒体を
リサーチした上で、動画を配信・拡散し北海道 AT のプロモーションを行う。

- ① プロモーション対象地域
北米、欧州
 - ・ 欧州はイギリスを必ず含むこと
- ② ターゲット層
30 代以上、中～高収入者、アウトドアアクティビティを好む方、訪日経験は問わない
- ③ 拡散方法
 - ・ LP（ランディングページ）を観光機構 Web サイト内に設置し誘導する。LP の編集は観光機構が行う（9 月末に新規公開予定）
 - ・ LP への誘導は、上記(1)で制作したグリーン期動画と既存素材から制作した冬季動画を使用し、インフルエンサーや訪日オンラインメディア、広告施策等からを想定しているが、その限りではない。それ以外で更なる効果が期待できる施策があれば提案し、その拡散地域と方法を明示すること
- ④ プロモーション期間
 - ・ 可能なプロモーション期間を明示すること
 - ・ 当事業終了後も、可能な限り長い期間誘導元のメディアへ掲載すること
- ⑤ 目標設定および効果測定
 - ・ 「動画の完全再生回数」拡大を目標とし、その達成指標値を設定し、測定すること。その結果、「LP の PV 数」拡大につなげ、その数値を測定すること
 - ・ 施策の効果および有効性を測るため、エンゲージメント数等、取得できる項目を可能な限り評価指標 (KPI) として設定し、測定すること
 - ・ 施策の効果や有効性を検証、分析し、結果を報告書に含めること
 - ・ 中間報告を適宜行うこと

(4) 地域及び事業者への協力依頼

可能な限り地域の関係者や事業者の協力（プレスリリースによる無料パブリシティ等）を得ることにより、委託事業費と同額程度の現物協賛の獲得に努めること。

(5) その他

上記以外に、当事業の充実を図る提案があれば盛り込むこと。

(6) 上記(1)～(5)の業務遂行にかかる計画の策定

(7) 上記(1)～(5)の業務にかかる進行管理

(8) 事業実績報告書及び成果物の提出

① 一次納品

納品期限：令和 4 年 9 月 16 日（金）まで

※ただし、ATWS2022 スイス・ルガーノ主催者が指定する提出期限により、変更の可能性あることをご了承ください。

※仮編集または絵コンテを事前に提出すること。

納品物：

- (ア)制作動画 (ATWS2022 スイス・ルガーノ用 1本)
- (イ)テロップ等が含まれていない動画データ (MP4 ファイル、編集可能な状態のもの)
(ATWS2022 スイス・ルガーノ用)
- ※上記(ア)～(イ)のデータを格納したUSBメモリ 2部

② 二次納品

納品期限：令和4年10月31日(金)まで

納品物：

- (ア)制作動画 (グリーン期 8本以上 および ダイジェスト版1本)
- (イ)制作動画 (冬季-既存素材から制作したもの 2本以上)
- (ウ)静止画 (グリーン期 50枚以上)
- (エ)テロップ等が含まれていない動画データ (MP4 ファイル、編集可能な状態のもの)
(グリーン期)
- (オ)中間報告書
- ※上記(ア)～(エ)のデータを格納したUSBメモリ 2部
- ※(オ)は、紙媒体3部およびデータ

③ 最終納品

納品期限：事業期間終了まで

納品物：

- (ア)制作動画 (冬季 3本以上(既存素材から制作したものを除く) および ダイジェスト版1本)
- (イ)静止画 (冬季 50枚以上)
- (ウ)テロップ等が含まれていない動画データ (MP4 ファイル、編集可能な状態のもの)
(冬季-新規で撮影したもの)
- (エ)事業実績報告書 (グリーン期・冬季共に含む最終報告書)
- ※上記(ア)～(ウ)のデータを格納したUSBメモリ 2部
- ※(エ)は、紙媒体3部およびデータ

8. 参加表明

企画提案提出前に、次のとおり参加表明を行うこと。

- (1) 提出期限 令和4年6月30日(木) 15:00
- (2) 提出方法 メール
- (3) 提出場所 AT推進部 竹田 晴香 h_takeda@visithkd.or.jp

9. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

- ① 企画提案書
上記「7. 業務委託内容(企画提案事項)」に係る企画提案事項を記載すること。
審査上、具体的な企業名・氏名が分からないように作成すること。
- ② 企画提案事項の総括表
各提案事項を簡潔にまとめたものとする(A4用紙1枚程度)。
- ③ 実施スケジュール (企画提案が採択された後、業務処理計画書として再提出する)
執行体制について分かりやすいように詳細に記載すること。
- ④ 事業実績
会社等の業務内容及び本事業に類似した事業実績について記載すること。
ただし、観光機構から過去に受託した事業の実績については、記載しない。
- ⑤ 業務実施体制
当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を具体的に記載すること。
- ⑥ コンソーシアム協定書の写し
コンソーシアムで企画提案する場合に提出すること (定型書式は別添のとおり)
- ⑦ 見積書 (参考見積り)

- 押印不要（企画提案が採択された後、押印付の本見積書を再提出する）
- 再委託がある場合は、該当する経費項目を明確にすること

(2) 規格及び部数

A4判 5部（社名あり1部、社名なし4部）

(3) 提出方法

提出場所に持参または郵送（提出期限必着）すること。FAX、メールでの提出は不可。

(4) 提出期限

令和4年7月14日（木）15:00（厳守）

(5) 提出場所

札幌市中央区北3条西6丁目 道庁9階

北海道経済部観光局観光振興課内

（公社）北海道観光振興機構 AT推進部

担当：竹田 晴香 TEL 011-206-6951

10. 選定基準

(1) 業務遂行能力

北海道観光等の実情に精通し、業務を遂行するにあたっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。

(2) 企画提案の目的適合性

- 指示内容が十分理解されているか。
- 協力体制など人的ネットワークが確保されているか。
- 効果的な事業内容となっているか。

(3) 実現性

事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案になっているか。

(4) 経済合理性

費用対効果が高い提案になっているか。

11. 応募上の留意事項

(1) 企画提案は、1社1提案とする。

(2) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出された企画提案書は返却しない。

(4) 参加表明書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。なお、参加表明書の提出後に不参加を決定した場合は、企画提案書の提出期日までに事業担当に連絡すること。

(5) 提出された企画提案について、ヒアリング審査を行う。

(6) 企画提案を提出する事業者が4社以上の場合は書面審査を行い、原則、上位3社をヒアリングの対象とする。

(7) ヒアリングの日時及び場所は、別途連絡する。

(8) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなす。

(9) ヒアリング時の追加資料の配付については認めない。

(10) ヒアリングはZoomでの参加を可とする。

(11) 企画提案の採否については文書で通知する。

12. 著作権等の取扱

(1) 成果品などの構成素材等、当該事業実施の際に発生した著作権は観光機構に帰属するものとする。

(2) 成果品および構成素材に係る知的財産等

ウェブサイト等への掲載が見込まれることから、成果品および構成素材に含まれる第三者の著作権およびその他の権利に抵触することがないように十分に配慮すること。

13. 委託契約に関する基礎的事項・留意事項

受託者と結ぶ契約については、次の事項を基本とする。

- (1) 採択された提案内容は、観光機構と協議の上、修正する場合がある。
- (2) 作業の運営について、その都度、事務局と協議すること。
- (3) 事業実施にあたり、新型コロナウイルス感染対策を遵守した企画・運営を行うこと。

14. 再委託について

再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、見積書（参考見積り）及び本見積書に再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。

また、再委託を行う際には、予め観光機構の承諾を得る必要がある（契約締結後、別添定型書式による「再委託の承諾申出書」を提出する）。観光機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

- ① 「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）については、再委託を行うことはできない。
- ② 「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務については、再委託に際し、観光機構の承諾を要する。
- ③ 「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）については、再委託に際し、観光機構の承諾を要さない。

15. 事業問合せ先

札幌市中央区北3条西6丁目 道庁9階
北海道経済部観光局観光振興課内
公益社団法人 北海道観光振興機構
AT 推進部 竹田 晴香
H_takeda@visithkd.or.jp
TEL 011-206-6951 mailto:m_ueda@visithkd.or.jp

以上

コンソーシアム協定書

(目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光振興機構が発注する「令和4年度 アドベンチャートラベル推進事業 映像制作事業」(以下「本業務」という。)を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「令和4年度 アドベンチャートラベル推進事業 映像制作事業」受託コンソーシアム(以下、「本コンソーシアム」という。)と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

- (1) _____
- (2) _____
- (3) _____

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は_____とする。

2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

